## 節電の実施について

夏期期間における節電対策として次の事項を実施しています。

## 1 期間

平成23年6月~平成23年9月

## 2 取組事項

- (1) 空調に係る節電
  - ・扇風機の活用によりエアコン設定温度を原則28度とする。
  - ・窓ガラスの遮熱ガラスコートの施行
  - ・クールビズの徹底、強化
  - ・熱中症の予防や対策の周知
  - ・緑のカーテン(ゴーヤ、糸瓜の植栽)の実施(一部の階のみ)
- (2) 照明に係る節電
  - ・事務室における照明の大幅な削減
- (3) OA機器、その他の機器に係る節電
  - ・未使用の予備のOA機器等の電源プラグの未接続
  - ・パソコンのディスプレイの照明調整等の設定変更
- (4) 共用部分に係る節電
  - ・廊下、階段等における照明の削減
  - ・暖房便座、温水洗浄便座の停止
- (5) 電力使用状況の職員への周知
  - ・毎月の電気使用量の前年同月比を職員へ周知し節電意識の向上を図る。